

令和2年2月

城南衛生管理組合議会定例会

会 議 録

第 1 号

(2月14日)

令和2年2月城南衛生管理組合議会定例会会議録

令和2年2月14日

午前10時 開議

1 出席議員

亀田優子	議員
福田佐世子	議員
小北幸博	議員
清水章好	議員
原田周一	議員
馬場哉	議員
木村武壽	議員
丸山久志	議員
相原佳代子	議員
太田健司	議員
谷直樹	議員
若山憲子	議員
岩田芳一	議員
林吉一	議員
今川美也	議員
大河直幸	議員
木本裕章	議員
坂本優子	議員
佐々木真由美	議員
関谷智子	議員
長野恵津子	議員
松峯茂	議員

2 説明のため出席した者

山本正	管理者
奥田敏晴	副管理者
堀口文昭	副管理者
信貴康孝	副管理者
西谷信夫	副管理者
汐見明男	副管理者
野村賢治	専任副管理者
西岡正喜	事業部長
栗山淳彦	施設部長
池田道治	安全推進室長

山田達也	会計管理者
福西博	施設部次長
川島修啓	施設部次長
橋本哲也	総務課長
花畑久仁浩	業務課長
池本篤史	施設課長
川戸辰也	クリーン21長谷山所長
山内皇太郎	リサイクルセンター長谷山所長
親見善人	グリーンヒル三郷山所長
馬淵武志	エコ・ポート長谷山所長

3 職務のため議場に出席した職員

別所尚紀	議会事務局長
中村淳史	議会事務局書記

4 議事日程

日程第 1	諸報告について
日程第 2	会議録署名議員の指名について
日程第 3	会期の決定について
日程第 4	議案第 1 号 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
日程第 5	議案第 2 号 城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
日程第 6	議案第 3 号 城南衛生管理組合職員のサービスの宣誓に関する条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
日程第 7	議案第 4 号 令和元年度城南衛生管理組合一般会計補正予算（第 1 号）
日程第 8	議案第 5 号 令和 2 年度城南衛生管理組合一般会計予算
日程第 9	休会について

5 会議に付議した事件

日程第 1～日程第 9

午前 10 時 00 分 開会

○松峯 茂議長 おはようございます。

会議前の連絡事項についてご報告を申し上げます。

ただ今の出席議員数は 22 人全員であります。既に定足数に達しておりますので、2 月定例会は成立をいたしました。

これより令和 2 年 2 月城南衛生管理組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を

開きます。

日程第1 諸報告について

○松峯 茂議長 日程第1、諸報告を行います。

城南衛生管理組合監査委員から報告のありました、定期監査の結果並びに例月出納検査結果3件につきましては、その写しをお手元に配付いたしておりますので、ご覧おき願います。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○松峯 茂議長 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により議長において、馬場哉議員、林吉一議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定について

○松峯 茂議長 次に、日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日から3月27日までの43日間といたしたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○松峯 茂議長 ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は43日間と決定いたしました。

日程第4 議案第1号 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

○松峯 茂議長 次に、日程第4、議案第1号、城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本管理者。

○山本 正管理者（登壇） おはようございます。

本日ここに、令和2年2月城南衛生管理組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、お忙しい中、ご参集を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

ただ今議題となりました議案第1号、城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての提案理由のご説明を申し上げます。

議案第1号の参考資料をご覧ください。

本案は、当組合職員の給与について、令和元年の国家公務員の給与等に関する人事院勧告の内容に準じて、改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、2の改正の内容に記載のとおり、給与改定として、1つ目には、給料表でございますが、若年層に重点を置きまして、平成31年4月1日に遡及して、給料表の水準を平均0.15%の引き上げ改定を行うものでございます。

2つ目には、裏面の勤勉手当でございますが、勤勉手当について支給月数を年間0.05月分引き上げることとし、令和元年度については、12月期の支給月数を0.975月に引き上げるものでございます。また、令和2年度以降につきましては、6月期と12月期の勤勉手当に均等配分し、それぞれ0.95月といたすものでございます。

次に、その他の給与制度の改正として、住居手当の支給対象となります家賃の下限を1万6,000円に、手当額の上限を2万8,000円にそれぞれ引き上げるものでございます。

資料2枚目に参考としまして、これまでの給与適正化の取り組みにつきまして、平成16年度以降の経過をまとめております。

なお、改正項目につきましては、職員団体との交渉を重ね合意した内容となっているものでございます。

よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○松峯 茂議長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松峯 茂議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松峯 茂議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

議案第1号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○松峯 茂議長 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する

条例の一部を改正する条例を制定するについて

○松峯 茂議長 次に、日程第5、議案第2号、城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本管理者。

○山本 正管理者（登壇） ただ今議題となりました、議案第2号、城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての提案理由のご説明を申し上げます。

議案第2号の参考資料をご覧ください。

本案は、専任副管理者の給与を一般職員の給与改定に準じて改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、期末手当の支給月数を年間0.05月分引き上げることとし、令和元年度については、12月期の支給月数を1.725月に引き上げ、令和2年度以降につきましては、6月期と12月期に均等配分し、それぞれ1.70月といたすものでございます。

裏面には参考としまして、近年の給与改定等の状況をまとめております。

よろしくご審議いただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○松峯 茂議長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○松峯 茂議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○松峯 茂議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

議案第2号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○松峯 茂議長 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 城南衛生管理組合職員のサービスの宣誓に関する条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

○松峯 茂議長 次に、日程第6、議案第3号、城南衛生管理組合職員のサービスの宣誓に関する条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本管理者。

○山本 正管理者（登壇） ただ今議題となりました、議案第3号、城南衛生管理組合職員のサービスの宣誓に関する条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての提案理由のご説明を申し上げます。

議案第3号の参考資料をご覧ください。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員制度に関する規定の整備を図りますため、関係条例の一部改正を行うものでございます。

2の改正の内容ですが、(1)の城南衛生管理組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正は、職員のサービスの宣誓については、任命権者または任命権者の定める者の面前において宣誓書に署名することと規定していますが、会計年度任用職員のサービスの宣誓については、署名をした宣誓書を提出したことで足りるものとするなど、別段の定めができることを規定するものであります。

(2)の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正は、フルタイム会計年度任用職員の公務災害補償基礎額について、常勤職員の公務災害補償に係ります平均給与額の規定の例により、新たに規定を追加するものであります。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○松峯 茂議長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松峯 茂議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松峯 茂議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

議案第3号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○松峯 茂議長 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 令和元年度城南衛生管理組合一般会計補正予算
(第1号)

○松峯 茂議長 次に、日程第7、議案第4号、令和元年度城南衛生管理組合一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本管理者。

○山本 正管理者(登壇) ただ今議題となりました、議案第4号、令和元年度城南衛生管理組合一般会計補正予算(第1号)の提案理由のご説明を申し上げます。

補正予算の概要につきましては、別冊の議案第4号参考資料によりましてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、毎年度この時期に行っております、歳入歳出の増減調整により市町分担金を精算するものであり、歳入では、衛生手数料及び資源化物等の売払収入などの増収や、平成30年度決算剰余金を追加計上し、歳出では事業の執行過程に伴います契約金額の減など、年度末までの過不足の調整を行うものでございます。

これらの増減調整の結果、構成市町の分担金については、1億9,442万5,000円の減額となっております。

補正額は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ5,992万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ45億7,531万円といたすものでございます。

まず、1枚目、歳入の主な補正内訳でございますが、使用料及び手数料では、事業系ごみの搬入量の増加などにより、1,463万7,000円を増額しております。

次に、財産収入では、資源化物売払収入のうち、ペットボトルの売却単価が上昇いたしておりますことなどにより、合計では627万8,000円を増額しております。

次に、中段、繰越金でございますが、平成30年度決算剰余金について、7,940万3,000円を計上いたしております。

一方、歳出でございますが、主な補正予算の内訳といたしまして、1枚目の裏面、上から、人件費では、一般職員数の減員に伴います職員給与費の減などによりまして、差し引き4,174万5,000円の減額となっております。

次に物件費では、各工場の修繕料や各種委託料等の入札による契約金額の減など効率的な執行に努めましたことにより、合計では3,393万8,000円の減額となっ

ております。

次に、普通建設事業費では、各工場の改修整備工事の契約金額の減など、合計では2,320万1,000円の減額となっております。

最後に、積立金では財政調整基金積立金等として、3,964万8,000円を計上いたしております。これは、地方自治法及び地方財政法の規定により、平成30年度決算剰余金の2分の1を下らない額を積み立てるものが主なものでございます。

以上の要因によりまして、歳出総額としては、5,992万9,000円を減額するものでございます。

分担金以外の歳入の増及び歳出の減によりまして、市町分担金につきましては、1枚目、歳入内訳最上段のとおり、総額1億9,442万5,000円を減額し、市町分担金負担割合の定めに基づきまして、精算をするものでございます。

以上が、補正予算の主な内容でございまして、これらの内容を議案第4号として補正予算を編成いたしております。

よろしくご審議をいただきまして、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○松峯 茂議長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松峯 茂議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松峯 茂議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

議案第4号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○松峯 茂議長 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号 令和2年度城南衛生管理組合一般会計予算

○松峯 茂議長 次に、日程第8、議案第5号、令和2年度城南衛生管理組合一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本管理者。

○山本 正管理者（登壇） ただ今議題となりました、議案第5号、令和2年度城南衛生管理組合一般会計予算の提案理由のご説明を申し上げます。

別冊の議案第5号参考資料、令和2年度当初予算案の概要をご覧ください。

令和2年度の予算を編成するに当たりましては、表紙と目次をめぐっていただきまして1ページに記載いたしておりますとおり、組合運営の基本方針でございます安心安全な工場運営、住民感覚に沿った行財政改革及び、さらなる循環型社会の構築の3つの方針のもと、廃棄物処理施設の計画的整備と適正な維持に努め、安定した廃棄物処理事業を継続するとともに、ごみ中継施設の更新事業を推進し、本庁移転及びクリーン21長谷山の老朽化に伴う整備計画の検討、策定に取り組むこととしております。

また、広域行政のスケールメリットを發揮し、市町と協同して、さらなるごみの適正処理・減量・再資源化事業を推進することなど、6つの取り組み施策を中心に事業を進めることといたしており、これに必要な予算を計上いたしたところでございます。

安定的な財政運営を見据え、既存事業の見直しを図るとともに、事業の優先順位づけと効率的な事業採択を行うことにより、構成市町の分担金負担の低減に最大限努めた予算といたしております。

令和2年度の予算の特徴としましては、2ページの歳出の表のとおり、人件費では一般職員数が減員したことなどにより、総額で2,084万8,000円減少しています。

また、公債費では、折居清掃工場更新事業債の元金償還開始等により、2億3,609万8,000円増加しています。

3ページ、表2、各工場の運営経費等の状況のとおり、し尿収集経費では、転廃業助成金が3台発生することにより、9,707万8,000円増額しましたこと、クリーン21長谷山では、定期点検改修整備工事の減などにより、7,664万円減少しましたこと、新折居清掃工場建設事業費では、旧折居清掃工場解体撤去跡地整備工事が今年度で完了しますことから、建設事業費が6億2,846万5,000円減少しましたこと、などの増減要因によりまして、令和2年度歳入歳出の予算総額は、2ページのとおり歳入歳出ともそれぞれ42億3,641万1,000円で、前年度比較で3億9,882万8,000円、8.6%の減少となっております。

一方で事業費を賄います市町分担金は、32億5,906万円で、前年度比較で272万8,000円、0.1%の減少となっております。

16ページに掲載の事業費及び分担金の推移のグラフのとおり、市町分担金につきましては、平成21年度までは40億円台を超える規模で推移しておりましたが、近年については、おおむね30億円台の前半で推移しており、これまで取り組んでまいりました行財政改革の累積効果が一定あらわれているところであります。

以上の内容につきましては、令和2年度一般会計予算書及び予算説明書のとおり、編成をいたしたところでございます。

よろしくご審議をいただきまして、ご可決を賜りますようお願いを申し上げます。

○松峯 茂議長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松峯 茂議長 これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、11人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中も継続して審査をすることにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○松峯 茂議長 ご異議なしと認めます。よって、本案については11人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中も継続して審査をすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただ今設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第4条第1項の規定により議長において、亀田優子議員、清水章好議員、馬場哉議員、木村武壽議員、谷直樹議員、若山憲子議員、岩田芳一議員、大河直幸議員、坂本優子議員、関谷智子議員、長野恵津子議員、以上の11名を指名したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○松峯 茂議長 ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました11人の議員を予算特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ただ今選任されました予算特別委員会委員の皆さんは、休憩中に委員会を開いていただき、正副委員長互選を行い、その結果を議長まで報告を願いたいと思っております。

暫時休憩いたします。

午前10時23分 休憩

午前10時40分 再開

○松峯 茂議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開かれました予算特別委員会において、正副委員長を互選の結果、委員長には谷直樹議員が、副委員長には岩田芳一議員がそれぞれ選出されましたので、ご報告申し上げます。

日程第9 休会について

○松峯 茂議長 次に、日程第9、休会についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、2月15日から3月26日までの41日間を休会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○松峯 茂議長 ご異議なしと認めます。よって、2月15日から3月26日までの41日間を休会することに決定いたしました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

なお、一般質問の通告締め切りは3月6日午後5時までとなっておりますので、ご承知おき願います。

次回は3月27日午前10時から会議を開きます。

以上でございます。本日はこれをもって散会いたします。

午前10時42分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

城南衛生管理組合議会

議 長 松 峯 茂

副議長 小北 幸博

議 員 馬 場 哉

議 員 林 吉一

第 2 号

(3月27日)

令和2年2月城南衛生管理組合議会定例会会議録

令和2年3月27日
午前10時 開議

1 出席議員

亀田優子	議員
福田佐世子	議員
小北幸博	議員
清水章好	議員
原田周一	議員
馬場哉	議員
木村武壽	議員
丸山久志	議員
相原佳代子	議員
太田健司	議員
谷直樹	議員
若山憲子	議員
岩田芳一	議員
林吉一	議員
今川美也	議員
大河直幸	議員
大本裕章	議員
坂本優子	議員
佐々木真由美	議員
関谷智子	議員
長野恵津子	議員
松峯茂	議員

2 説明のため出席した者

山本正	管理者
奥田敏晴	副管理者
堀口文昭	副管理者
信貴康孝	副管理者
西谷信夫	副管理者
汐見明男	副管理者
野村賢治	専任副管理者
西岡正喜	事業部長
栗山淳彦	施設部長
池田道治	安全推進室長

杉崎雅俊	事業部理事
山田達也	会計管理者
福西博	施設部次長
川島修啓	施設部次長
橋本哲也	総務課長
花畑久仁浩	業務課長
池本篤史	施設課長
川戸辰也	クリーン21長谷山所長
山内皇太郎	リサイクルセンター長谷山所長
親見善人	グリーンヒル三郷山所長
馬淵武志	エコ・ポート長谷山所長

3 職務のため議場に出席した職員

別所尚紀	議会事務局長
中村淳史	議会事務局書記

4 議事日程

日程第 1	諸報告について
日程第 2	議案第 5 号 令和 2 年度城南衛生管理組合一般会計予算
日程第 3	議案第 6 号 城南衛生管理組合監査の執行に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
日程第 4	閉会中継続調査の申し出について

5 会議に付議した事件

日程第 1～日程第 4

午前 10 時 00 分 開議

○松峯 茂議長 皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員数は 22 人でございます。既に定足数に達しておりますので、これより令和 2 年 2 月城南衛生管理組合議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 諸報告について

○松峯 茂議長 日程第 1、諸報告を行います。

城南衛生管理組合監査委員から報告のありました例月出納検査結果 1 件につきましては、その写しをお手元に配付いたしておりますので、ご覧おき願います。

日程第 2 議案第 5 号 令和 2 年度城南衛生管理組合一般会計予算

○松峯 茂議長 次に、日程第2、議案第5号、令和2年度城南衛生管理組合一般会計予算を議題といたします。

予算特別委員会委員長の報告を求めます。

谷予算特別委員会委員長。

○谷 直樹議員(登壇) 失礼いたします。谷でございます。よろしくお願いいたします。

ただ今議題となりました議案第5号、令和2年度城南衛生管理組合一般会計予算についての予算特別委員会における審査経過並びに結果についてご報告を申し上げます。

予算特別委員会は去る2月14日の本会議において設置をされ、令和2年度城南衛生管理組合一般会計予算の審査を付託されました。同日に開催されました第1回目の委員会で正副委員長の互選を行いました結果、委員長には私、谷直樹が、副委員長には岩田芳一議員が選出された次第でございます。

第2回目の委員会は2月26日に招集し、説明には、正副管理者をはじめ専任副管理者並びに関係部課長、各施設長の出席を求めて、1日間ではありましたが、慎重かつ熱心な審査が行われました。

委員会では、議事に先立って、審査の方法について協議を行いました。その結果、歳出から審査を行うこととし、議会費並びに総務費、公債費、予備費については一括をして、次に衛生費について、次に歳入については全款を一括して審査を行い、最後に総括質問を行うことに決定をいたしました。

審査の中で出されました主な質疑、答弁、要望等については、予算特別委員会審査記録を各議員のお手元に配付しておりますので、ご覧おきます。

次に、審査の結果であります。議案第5号についての討論はなく、採決の結果、本委員会は全会一致をもちまして、議案第5号を原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、予算特別委員会における審査の経過と結果についての報告といたしますが、委員会で出されました意見、要望等については今後の行政運営に適切に反映をされ、管内住民の期待と要望に応じていかれるよう切に希望するものでございます。

当日は、各委員におかれましては、終始ご熱心なご審査をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

また、理事者各位におかれましても、審査の円滑な運営にご協力をいただきましたことに対しまして、御礼を申し上げます。

あわせて、岩田副委員長のご協力によりまして委員会が滞りなく運営できましたことを、ここに改めて御礼を申し上げます。

以上で報告を終わります。

○松峯 茂議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松峯 茂議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松峯 茂議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。議案第5号は、委員長の報告どおり原案のとおり可決すべきものであります。委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○松峯 茂議長 ありがとうございます。

起立全員であります。よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第6号 城南衛生管理組合監査の執行に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

○松峯 茂議長 次に、日程第3、議案第6号、城南衛生管理組合監査の執行に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本正管理者。

○山本 正管理者(登壇) おはようございます。

それでは、議案第6号、城南衛生管理組合監査の執行に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての提案理由のご説明を申し上げます。

議案第6号の参考資料をご覧ください。

本議案は、地方自治法等の一部を改正する法律が公布され、令和2年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うため、提案するものでございます。

2の改正内容ですが、①の地方自治法の改正に伴いまして、引用条項の条ずれによる改正と、②の監査制度が充実強化されることによる定期監査の実施期間の改正を行うものでございます。

3の施行期日につきましては、法律の施行期日と同じ令和2年4月1日としております。

よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○松峯 茂議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松峯 茂議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松峯 茂議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。議案第6号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○松峯 茂議長 ありがとうございます。

起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第4 閉会中継続調査の申し出について

○松峯 茂議長 次に、日程第4、閉会中継続調査の申し出についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第72条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○松峯 茂議長 ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもちまして、今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和2年2月城南衛生管理組合議会定例会を閉会いたします。

なお、閉会に当たりまして管理者から挨拶の申し出がありますので、お受けをいたします。

山本管理者。

○山本 正管理者(登壇) 令和2年2月城南衛生管理組合議会定例会を閉会するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例議会におきましては、令和2年度一般会計予算をはじめ、本日提案をさせていただきました議案につきまして、いずれもご可決を賜りまして、まことにありがとうございました。

令和2年度は、ごみ中継施設更新事業や新庁舎建設事業を推進し、クリーン21長谷山の老朽化に伴う整備計画の検討を進めるなど、安定した廃棄物処理事業を継続するこ

ととしております。

また、あわせて地方財政の状況が厳しい中、今後も創意工夫を凝らしながら、住民感覚に沿った組合運営を着実に進めてまいりたいと存じております。

さらに、議員各位からいただきましたご意見、ご指導を念頭に置きながら、構成市町と協同して、管内住民の生活環境を守る本組合の基本使命をしっかりと果たし、住民の皆様のご信頼と期待に応えられますよう、職員ともどもさらなる努力を続けてまいりたいと存じております。

本定例議会は本日で閉会の運びとなりますが、議員各位におかれましては、今後とも組合行政への一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、ますますのご活躍をご祈念申し上げます、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

午前10時11分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

城南衛生管理組合議会

議 長 松 峯 茂

副議長 小北 幸博

議 員 馬 場 哉

議 員 林 吉一

議案第1号

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例を制定するについて

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改
正する条例を、次のとおり定めるものとする。

令和2年2月14日提出

城南衛生管理組合
管理者 山本 正

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例（案）

第 1 条 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例（昭和 37 年城南衛生管理組合条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条の 4 第 2 項第 1 号中「100 分の 92.5」を「100 分の 97.5」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

職員の 区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100

20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200

54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600		

88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
94		294,900	342,600	381,500			
95		295,200	343,100	381,900			
96		295,600	343,500	382,300			
97		295,800	343,700	382,600			
98		296,100	344,100	383,100			
99		296,500	344,500	383,500			
100		296,900	344,800	383,900			
101		297,100	345,100	384,200			
102		297,400	345,500				
103		297,800	345,900				
104		298,100	346,300				
105		298,300	346,800				
106		298,600	347,200				
107		299,000	347,600				
108		299,300	348,000				
109		299,500	348,500				
110		299,900	348,900				
111		300,300	349,200				
112		300,600	349,500				
113		300,800	350,000				
114		301,000	350,400				
115		301,300	350,700				
116		301,700	351,000				
117		301,900	351,500				
118		302,100	351,900				
119		302,400	352,200				
120		302,700	352,500				
121		303,100	353,000				

	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

第 2 条 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 9 条の 3 に見出しとして「（住居手当）」を付し、同条第 1 項中「12,000 円」を「16,000 円」に、「16,000 円」を「17,000 円」に改める。

第 17 条の 4 第 2 項第 1 号中「100 分の 97.5」を「100 分の 95」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定（城南衛生管理組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第 1 の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から、同条の規定（給与条例第 17 条の 4 第 2 項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は、令和元年 12 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第 1 条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の給与条例の

規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(経過措置)

- 4 第2条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の給与条例第9条の3の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（規則で定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の給与条例第9条の3の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 第2条の規定による改正後の給与条例第9条の3第1項に該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から第2条の規定による改正後の給与条例第9条の3第1項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

- 5 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。
- 6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

提案理由

国家公務員の給与等に関する人事院勧告に準じ、本組合職員の給与の改定等を行うため、本案を提案するものであります。

議案第2号

城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

令和2年2月14日提出

城南衛生管理組合
管理者 山本 正

城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例（昭和48年城南衛生管理組合条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第2条 城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第2項の規定は、令和元年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

一般職員の給与改定に準じ、期末手当支給月数について所要の改正を行うため、本案を提案するものであります。

議案第3号

城南衛生管理組合職員のサービスの宣誓に関する条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

城南衛生管理組合職員のサービスの宣誓に関する条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

令和2年2月14日提出

城南衛生管理組合
管理者 山本 正

城南衛生管理組合職員のサービスの宣誓に関する条例
及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（案）

（城南衛生管理組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正）

第1条 城南衛生管理組合職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和37年城南衛生管理組合条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第2条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年城南衛生管理組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

（5） 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が管理者と協議して定める額

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経 過 措 置)

- 2 この条例第2条による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員制度に係る関係条例について所要の改正を行うため、本案を提案するものであります。

議案第6号

城南衛生管理組合監査の執行に関する条例の一部
を改正する条例を制定するについて

城南衛生管理組合監査の執行に関する条例の一部を改
正する条例を、次のとおり定めるものとする。

令和2年3月27日提出

城南衛生管理組合
管理者 山本 正

城南衛生管理組合監査の執行に関する条例の一部
を改正する条例（案）

城南衛生管理組合監査の執行に関する条例（昭和57
年城南衛生管理組合条例第1号）の一部を次のように改
正する。

第2条第1項中「11月」を「11月から翌年の1月
までの間」に改める。

第5条中「第243条の2第3項」を「第243条の
2の2第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。